

○総務省告示第四百三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第十一項の規定に基づき、昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
「一 略」 二 航空機用救命無線機を設置する航空機局は、前項に規定する電波のほか、その設置する航空機用救命無線機の区別に従い、それぞれ次の表下欄に掲げる電波を送ることができなければならない。		「一 同上」 二 「同上」	
航空機用救命無線機の区別 一 人工衛星局の中継によるもの	「一 略」 二 四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波	「同上」 一 「同上」	「同上」 二 「同上」
「二 略」	「略」	「二 同上」	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。